

第16節の2 形態5-2

(網構成)

第79条の2 当社のISP接続用ルータにおけるIP通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第79条の3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表11.9及び技術的条件集別表26の1、2、3、3、4及び5のとおりとします。

(伝送装置間インタフェース仕様)

第79条の4 技術的条件集別表11.9に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条の5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。